

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(業の許可基準等)</p> <p>第69条 区長は、法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の許可の申請が、法第7条第5項又は第10項に掲げるもののほか、次の各号に適合していると認めるときでなければ、これらの許可をしてはならない。</p> <p>〔略〕</p> <p>申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア この条例又はこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの</p> <p>イ この条例の規定(第73条の2第2項第1号を除く。)により許可を取り消された者で、その取消の日から5年を経過しないもの(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る墨田区行政手続条例(平成7年墨田区条例第26号。以下「行政手続条例」という。)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)</p> <p>ウ この条例の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に規則で定める一般</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第69条 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>ア 〔同左〕</p> <p>イ この条例の規定により許可を取り消された者で、その取消の日から5年を経過しないもの(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る墨田区行政手続条例(平成7年墨田区条例第26号。以下「行政手続条例」という。)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)</p> <p>ウ 〔同左〕</p>

廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

エ ウに規定する期間内に規則で定める一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があった場合において、ウの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからエまでのいずれかに該当するもの

カ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

キ 個人で政令で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

2 〔略〕
（業の停止命令）

第73条 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命じることができる。

この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

その者の事業の用に供する施設又はそ

エ 〔同左〕

オ 〔同左〕

カ 〔同左〕

キ 〔同左〕

2 〔略〕
〔同左〕
第73条 〔同左〕

〔同左〕

〔同左〕

<p>の者の能力が第69条第1項第1号に規定する基準に適合しなくなったとき。 (業の取消し) 第73条の2 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条の規定による事業の停止命令に違反したときは、その許可を取り消さなければならない。 2 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。 第69条第1項第2号アからキまでのいずれかに該当するに至ったとき。 — 前条第1号に該当し、情状が特に重いとき。 — 前条第2号に該当するとき。</p>	<p>〔同左〕 第73条の2 〔同左〕 2 〔同左〕 〔同左〕 — 前条各号のいずれかに該当するとき。 〔新設〕</p>
--	---

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に法第7条第1項又は第6項の許可を受けている者に対する改正後の第73条の2第2項の規定による許可の取消しに関しては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。